

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第五十二号

牛の流行性感冒予防に關する規則を次のように定める。

昭和二十六年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛・治

牛の流行性感冒予防に關する規則

第一條 家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二條第一項の規定により、知事が指定する県外の区域から、牛、その死体又は牛の流行性感冒の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する。但し、船車に搭載のまま通過するものは、この限りでない。

第二條 知事が指定する区域においては、牛、その死体又は牛の流行性感冒の病原体をひろげるおそれがある

昭和二十六年八月二十一日
第二千二百三十七号 火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

物品のその区域外との出入又はその区域内での移動を禁止する。但し、船車に搭載のまま通過するもの及び家畜防疫員の指示により移動するものはこの限りでない。

第三條 前二條の区域の指定は告示をもつてする。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 牛の流行性感冒予防規則（昭和二十五年九月鳥取県規則第七十一号）は廢止する。

告 示

◇鳥取縣告示第三百七十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項の規

定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年八月六日まつ消した。

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (S) 第一一八号	昭和二十四年十一月十九日	栗山	組 鳥取市行徳三八〇ノ一	栗山 虎藏

〇鳥取縣告示第三百八十号
建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十六年八月二十一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (S) 第一一五号	昭和二十六年五月八日	中野	組 岩美郡宇倍野村大字下麻生二四八	中野 義晴
第二一六号	"	伯田	組 西伯郡上長田村大字能竹二六一	伯田 修
第二一七号	六月十五日	八千代建設株式会社	八頭郡家町大字郡家六五一	取締役社長 南口 良平
第二一八号	六月二十一日	中国土建工業株式会社	鳥取市若桜町五二ノ一	代表取締役 鷺坂千代治

第二一九号	"	七月十八日	松原工務所	筑高郡青谷町大字青谷三、九	松原 理一
第二二〇号	"	八月一日	同和土建企業組合	鳥取市行徳三八〇ノ一	理事長 中山 孫市
第二二一号	"	八月六日	浜田	組 西伯郡境町朝日町九九	浜田 曠
第二二二号	"	"	米沢	組 日野郡米沢村大字美用一、五九八	新山 隆美
第二二三号	"	"	株式会社	富士水道工業所 鳥取市二階町三丁目一	取締役社長 楠城 寛治
第二二四号	"	"	沢田	組 東伯郡成美村大字出上	沢田 徳一
第二二五号	"	"	岩見	組 東伯郡浦安町字逢東一五四	岩見 進

〇鳥取縣告示第三百八十一号
次の河川敷はその公用を廃止する。

昭和二十六年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
一、鳥取市浜坂字賀露向ノ三 自六〇〇六番ノ七七地先
至六〇〇七番ノ一地先

千代川右岸河川敷 一町一反九畝十五歩
(關係図面は土木部經理課に保管)

00518

選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年八月二十一日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種 類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書

二、期 間 自昭和二十六年五月一日

至 年八月三日

三、報告書の要旨

政党、協会、その他の団体名

寄附及び収入又は上の寄附の総額	一件千円以上一件五百円以上の寄附	支出の総額	一件千円以上一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
件数総額	額	件数総額	額	

鳥取縣東部地区労働組合 三五、四六、〇〇 一 一 一 三六、〇九、〇〇 五三、〇三、〇〇 一 一 昭二六、八、九

00519

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者 (該当なし)

(二) 支 出

政党、協会その他の団体名

支出の総額

件数

支出の目的

鳥取縣東部地区労働組合会議

二二、〇七三、〇〇 円

五

事務費